

社会保険

こうち

Tosa Kochi

8

2012



- 日本年金機構からのお知らせ 2～3
- 協会けんぽからのお知らせ 4
- 社会保険協会からのお知らせ 5～6

職場内で回覧しましょう!

わたしと年金

エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付けております。「ねんきん月間」の間中は、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくため、啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

その一環として、広く国民の皆さまから公的年金制度との関わりについてのエッセイを募集いたします。公的年金の大切さや意義などについて、皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。

募集要項は日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています。たくさんのご応募お待ちしております。



あなたの物語教えてください！

募集要項

【テーマ】

応募者ご自身や、ご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ
※公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードを盛り込んだ内容としてください。

【応募資格】

一般、学生・生徒（中学生以上）
※日本年金機構の職員はご遠慮ください。

【応募要領】

- ①郵送または電子メールで、日本年金機構「わたしと年金」担当あてご提出ください。
 - ・日本語で1,000～2,000文字以内とし、400字詰め原稿用紙の場合、3枚から5枚、word文書形式による場合は、原稿横書き（A4判、40字×35行）としてください。
 - ・氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。

②内容は未発表のものに限ります。

【応募締切】

2012年（平成24年）9月30日（日）
（当日消印有効）
※電子メールによる提出は、当日午後6時まで。

【提出先・お問い合わせ先】

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24
日本年金機構 サービス推進部サービス推進グループ
「わたしと年金」担当まで
電話：03-5344-1100
※電子メールアドレス
watashito-nenkin@nenkin.go.jp

【賞】

最優秀賞「日本年金機構理事長賞」……1名
優秀賞……2名
入選……若干名
受賞者に対しましては、表彰状の授与並びに記念品を贈呈いたします。

【発表等】

- ・日本年金機構ホームページに掲載します。また、最優秀賞をはじめとする優秀作品につきましては全文を掲載します。（11月下旬予定）
- ・その他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行う予定です。
- ・入賞作の著作権は日本年金機構に帰属いたしますが内容は本人の責任とします。応募作品は返却いたしません。

～ 事業主の皆様へ ～ 知っておきたい “適用関係届等のQ & A”

Q、従業員が育児休業をとったときは、保険料の負担はどうなりますか？

A、被保険者が、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業制度を利用する場合（または3歳未満の子を養育する場合）については、事業主負担分と被保険者負担分の健康保険料及び厚生年金保険料が免除になります。育児休業等を取得した被保険者がいる場合は、すみやかに「育児休業等取得者申出書」をご提出ください。

保険料が免除になる期間は、「育児休業等を開始した日の属する月分」から「育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月分」です。



【例：保険料が免除される期間】

育児休業等開始日*	育児休業等終了日	保険料免除期間
平成22年7月21日	平成23年5月24日	平成22年7月 ～平成23年4月分
平成22年7月28日	平成23年5月31日	平成22年7月 ～平成23年5月分

※労働基準法で定められている産後休業期間は、育児休業等の期間になりません。
育児休業等開始日は、産後休業期間終了の翌日からです。

【留意点】

「育児休業等取得者申出書」は、下記の①～③の期間ごとに提出が必要です。

- ① 1歳未満の子を養育するための育児休業
- ② 保育所待機など特別な事情がある場合の1歳6か月に達するまでの育児休業
- ③ 1歳～3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業

なお、予定よりも早く育児休業を終了したときは、「育児休業等取得者終了届」を提出してください。

Q、育児休業を終了し、仕事に復帰した従業員の報酬が少なくなったときには、どのような届出が必要ですか？

A、 育児休業終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業終了後に受け取る報酬に変動があった場合には、通常の月額変更の要件に該当しなくても、被保険者からの申し出に基づき、事業主が年金事務所へ「育児休業等終了時報酬月額変更届」を届け出ることにより、標準報酬月額の改定を行うことができます。

標準報酬月額は、育児休業終了日の翌日の属する月以降の3か月間に受けた報酬（支払基礎日数が17日未満の月は除く）の平均額により決定し、4か月目から改定されます。これにより、実際の報酬の変更に応じた標準報酬月額により健康保険料・厚生年金保険料額が計算されます。

【留意点】

届出後、事業主あてに「育児休業等終了時報酬月額改定通知書」が送付されるので、事業主は、被保険者に報酬が改定された旨を通知しなければなりません。

通常の月額変更に該当しなくてもよく（固定的賃金の変動がなくてもよい）、1等級以上の差があれば届け出ができます。

【ご注意】

この「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出されていないケースが多く見受けられます。健康保険料・厚生年金保険料の負担を軽減するための特例措置となりますので、被保険者の皆様へ周知をお願いします。

また、併せて「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することにより、従前の標準報酬月額で年金が計算される特例措置を受けることができます。



◎詳しくは、年金事務所・厚生年金適用調査（徴収）課にお問い合わせください。

◆◆ 高知県内年金事務所のご案内 ◆◆

高知東年金事務所	TEL.088-831-4430	〒780-8556	高知市棧橋通 4-13-3
高知西年金事務所	TEL.088-875-1717	〒780-8530	高知市旭町 3-70-1
南国年金事務所	TEL.088-864-1111	〒783-8507	南国市大堀甲 1214-6
幡多年金事務所	TEL.0880-34-1616	〒787-0023	四万十市中村東町 2-4-10

協会けんぽからのお知らせ

健康保険証は、退職日までしか使用できません！

昨年度高知支部において、資格喪失後に無効の健康保険証を使用し、返納金（医療費の返還）が発生した件数は 632 件にもものぼります。

中でも退職日の翌日（資格喪失日）に無効の健康保険証を使って受診した件数が 128 件と飛び抜けて多く、全体の 20%にあたります。日を追うごとに使用件数は減少しますが、喪失後 5 日以内に使用した件数が、全体の過半数を占めています。

健康保険証は、退職日までしか使用できません。扶養家族の方は就職などで扶養家族でなくなった日から使用できません。また、仕事や通勤中のケガ、仕事に起因する病気には使用できません。

手続き中でお手元に健康保険証がないときに受診される場合は、医療機関にその旨お伝えください。

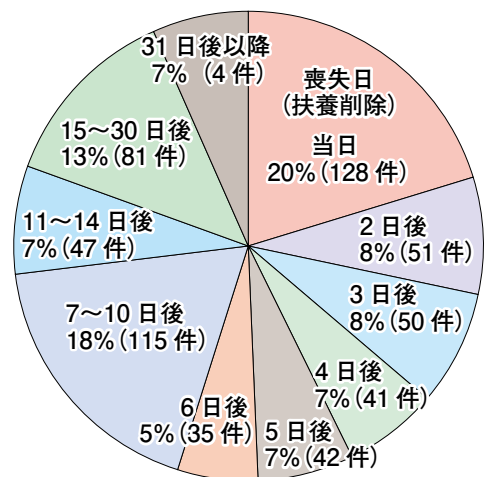
事業主様には、健康保険証のすみやかな回収と資格喪失届（年金事務所へ）の提出にご協力をお願いします。

こんな思い違いありませんか？

- ✗ 次の保険の手続き中だったため、手元にある健康保険証を使用してもよい。
- ✗ 月途中の退職でも月末まで健康保険証は使える。
- ✗ 退職後の日付で病院に予約してあるので、健康保険証は持っておきたい。
- ✗ 健康保険証が変わっても、発行元が同じだから前の健康保険証を使っても差し支えない。



資格喪失後の受診状況（H23 年度）



※喪失日は退職日の翌日

間違って使ったときの手続きは、こんなに面倒です！

〈例〉国保に加入手続き中に協会けんぽの健康保険証を使って病院にかかってしまった。

協会けんぽ

①医療費の 7 割～9 割分を支払い、領収書を受け取る

②診療報酬明細書を受け取る

国民
健康保険

③療養費支給申請書に①②を添付して提出する

④医療費の 7 割～9 割分の払い戻しを受ける



被保険者

健康づくりゴルフ幡多・中央大会のご案内



事業主・被保険者の皆様の健康保持増進を目的として、本年度も、次の要領で【健康づくりゴルフ大会】を開催します。早めにお申し込みください。

- 1. 参加資格 各年金事務所の健康保険・厚生年金保険適用事業所の事業主及び被保険者の方々に限らせていただきます。
- 2. 参加料 参加料は無料です。ただし、プレー費及び飲食代は個人負担です。
- 3. 競技方法 (1)日本ゴルフ協会の競技規則及び開催ゴルフ場のローカルルールによる18ホールストロークプレイにて行う。
(2)ダブルペリア方式にて行う。
- 4. 表彰 優勝～5位まで、飛賞及びBB賞、その他特別賞
- 5. 開催日・会場

幡多大会	中央大会
平成24年9月15日(土) 土佐ユートピアカントリークラブ 幡多郡黒潮町浮鞭3878 定員 32名(先着) 締切日 平成24年8月29日(水)	平成24年11月3日(土) 土佐カントリークラブ 香南市夜須町手結山668 定員 56名(先着) 締切日 平成24年10月12日(金)

- 6. 申込方法 下記の申込書をコピーし必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
(FAXにて申し込み可)
- 7. 申込先 〒780-0861 高知市升形9-47 財団法人 高知県社会保険協会
電話 088(820)8171 FAX 088(821)4055

切り取り

健康づくりゴルフ幡多・中央大会申込書

申込区分 (幡多・中央)

参加者氏名	生年月日	記号番号	オフィシャルハンディ	直近の平均グロススコア

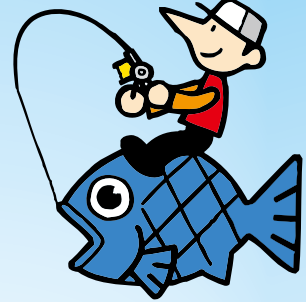
上記のとおり申し込みします
 平成 年 月 日
 事業所所在地 〒
 事業所名
 事業所記号番号
 申込責任者氏名
 申込責任者電話番号

印



魚つり大会ご案内

本年度の健康づくり事業「魚つり大会」を次の要領で実施いたしますので、多数ご参加ください。



- ・主催 (財)高知県社会保険協会
- ・協賛 各社会保険委員会・連合会
- ・開催日時 平成24年10月6日(土) 午前6時から午後4時まで
- ・実施場所 桂浜沖(船釣り)
- ・集合場所 植田商店 高知市横浜80-4
- ・参加資格 各年金事務所の健康保険・厚生年金保険適用事業所の事業主及び被保険者の方々に限らせていただきます。
- ・募集人員 先着34名(ただし、1事業所5名まで)
- ・参加料 1人4,000円(当日受付と同時にお支払いください)
- ・主催者側で準備するもの
 - ・船 ・餌(1人あたり4kg) ・氷(1人あたり8kg)
- ・申込方法 下記の申込書をコピーし必要事項をご記入のうえ、お申込みください。(FAXにて申込み可)
- ・申込み先 〒780-0861 高知市升形9-47
(財)高知県社会保険協会 電話088(820)8171 FAX088(821)4055
- ・申込締切 平成24年9月12日(水)まで(注)当日悪天候の場合は、中止することがあります。
なお、雨天であっても、海上が穏やかな場合は実施します。

切り取り

健康づくり魚つり大会申込書

管内区分(高知東・高知西・南国・幡多)

参加者氏名	生年月日	健保記号番号	住 所	電話番号

上記のとおり申し込みします
平成 年 月 日

事業所所在地 〒

事業所名

事業所記号番号

申込責任者氏名

印

申込責任者電話番号